

●香川県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設について、その名称の変更があったので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成25年4月12日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1	病院		1	病院	
	名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地
	略			略	
	医療法人ブルースカイ松井病院	略		医療法人深田記念会松井病院	略
	略			略	
2	略			2	略
3	老人ホーム		3	老人ホーム	
	名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地
	略			略	
	社会福祉法人柊会特別養護老人ホームたちばな荘	略		社会福祉法人国分寺福祉会特別養護老人ホームたちばな荘	略
	略			略	
4	身体障害者支援施設		4	身体障害者支援施設	
	名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地
	略			略	
	障害者支援施設みとよ荘	略		社会福祉法人鵜足津福祉会身体障害者療護施設みとよ荘	略
	略			略	
5	略		5	略	